

総務委員会記録（速報版）

令和7年12月4日開催

付議事件

1 第83号議案 府中市組織条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件1、第83号議案 府中市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○南學 進政策課長補佐 ただいま議題となりました、第83号議案 府中市組織条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、第7次府中市総合計画後期基本計画で位置づける重点プロジェクトの推進や、直面する課題の解決に向けた体制の強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の新旧対照により御説明させていただきます。恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。第2条につきましては、原則として、部を構成する各課の主な事務を基に、各部の事務分掌を規定しております。

まず、改正後の政策経営部につきましては、秘書広報課が新たにシティプロモーションの業務を担うことから、当該事務を規定いたします。

次に、改正後の生活環境部につきましては、引き続き、観光に関する各種事業の企画や情報発信などは行うものの、産業分野とさらなる連携を図り、一体的な展開を図っていくため、現在の産業振興課と観光プロモーション課を統合した産業観光課を設置することに伴い、文言の整理を行います。

最後に、付則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございます。

重点プロジェクトの推進、直面する課題の解決に向けて体制の強化を図るということですけれども、もう少し具体的に、詳細を御説明いただければと思います。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。お願いします。

○南學 進政策課長補佐 まず、現在策定中の第7次府中市総合計画の後期基本計画では、重点的かつ優先的に実施すべき分野横断的な取組を重点プロジェクトとして設定しております、後期基本計画から新たに位置づけたものの一つとして、市の魅力発信がございます。

この取組を推進していくためには、市外の方や企業からは選ばれるまち、市民には府中市に住み続けたいと思ってもらうための戦略的な取組が必要なことから、政策経営部の所掌事務にシティプロモーションの業務を新たに位置づけ、府内の関係課を統括するものでございます。

また、課題の解決という面につきましては、観光分野において、いかに本市を訪れたくなるコンテンツを用意できるかということがございますので、これまで本市は、観光協会、商工会議所、商店会、まちづくり府中など、多くの関係者が関わって進めてきたものでございますが、連携の強化を一層図りまして、取組を効果的かつ一体的に推進するため所掌事務を統合し、産業観光課を設置いたします。

なお、観光に関する発信につきましては、これまで同様に観光部門が担うことから、

産業観光課において引き続き行っていく予定でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございます。

シティプロモーションは政策経営部、環境と産業の連携強化を図り、産業観光課を設置するということで分かったのですが、組織再編の中で、別の多摩地域もしくは近隣自治体の中で、参考にした自治体があるのか、あるとすれば、理由も含めて教えてください。お願いいいたします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○南學 進政策課長補佐 初めに、シティプロモーションの取組として参考にした自治体につきましては、近隣市ではございませんが、自治体の知名度アップやブランド化といった点で有名なのが、流山市がございます。

ただし、本市においてそのような取組を進めるための、まず土台固めが必要であると考えておりますし、次年度からの動きは現在、府内で検討しているところでございます。

また、組織という面で申し上げますと、多摩地域において、シティプロモーションに関して今年度、立川市や西東京市において、広報部門にシティプロモーションの部門を一体化した組織を設置した事例がありましたので、そちら等を参考にいたしました。

次に、観光に関しましては、各自治体の特色に応じた様々な組織の在り方があると捉えておりますが、本市としては、市内事業者や中心市街地におけるイベントなど、産業分野と強いつながりがあり、その推進が必要と考え、産業観光課として再編するものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

暮らしやすいまちと観光に訪れたいまちというのは、かぶる部分もあると思いますけれども、それぞれ異なる魅力ではないかなと思います。私個人としては、やっぱり府中市が暮らしやすいまちの部分というのを、よりアピールするべきなのではないかなと思います。

府中市プロモーション動画の「いつだって、主役はわたしだ」は、政策経営部秘書広報課が御担当されていましたが、シティプロモーションの業務を組織として位置づけることで、改めて都市間競争を意識した市の魅力ある情報を発信することにつながるのではないかと思います。

暮らし目線での府中市と旅人目線での府中市のそれぞれの魅力発信を、新たな組織で行っていただきたいと考えておりますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。重点プロジェクト推進や直面する課題の解決に向けた体制強化ということで、産業、観光については組織の改編があるということについては分かりました。

市民課題の面ではどうかというところで、市民であったり地域課題についての相談対応における体制強化といった、図る視点についてはどのようにになっているかをお聞かせください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○南學 進政策課長補佐 令和8年4月の組織改正に当たりまして、市民の課題感、また、それに当たっての市における相談体制といった点につきましては、組織条例においては、基本的には各部における所掌事務を定めるものとなっておりますので、そこに今回、条例改正に合わせて何か明記するということはございませんが、これまで取り組んでおります市民に対する相談体制、専門的な相談、そういうことは引き続き行なうことは当

然として、来年4月の、現状、想定しておりますのが、福祉総合相談に関する所管替えを地域福祉推進課に行うといったことを予定しております、そういった中で、困難な複合的な課題を抱える市民の方々の相談というものに対する体制の充実を図れるものと捉えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。

細かいところで、相談機能の担当されるところの変更もあるということなので、今後、その点については状況に応じて確認等をさせていただければと思います。

内容については分かりました。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第83号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第84号議案 府中市基金条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件2、第84号議案 府中市基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 ただいま議題となりました、第84号議案 府中市基金条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、分倍河原駅の周辺整備に要する経費の財源に充てることを目的に、分倍河原駅周辺整備基金を新設するほか、当該基金の原資となる公共施設管理基金及びこれまで貸付実績のなかった介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金をそれぞれ廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、議案書に基づき御説明申し上げます。恐れ入りますが、システム2ページをお願いいたします。第1条は、基金の設置及び目的を規定しております、既存の第4号の公共施設管理基金及び第8号の介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金を削除するとともに、第18号で分倍河原駅周辺整備基金を追加し、併せて、既存の第5号以降を繰り上げるものでございます。

続きまして、第2条は基金の額を規定しております。システム3ページをお願いします。第1項第1号では、「公共施設管理基金」を削除するとともに、「分倍河原駅周辺整備基金」を追加し、また、既存の第2号、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金に関する規定を削除し、既存の第3号以降を繰り上げるものでございます。

次に、第3条は運用について規定しております、第1項では、「公共施設管理基金」を削除し、「分倍河原駅周辺整備基金」を追加するものでございます。

システム4ページをお願いします。続きまして、既存の第3条第2項の介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金に関する規定を削除し、既存の第3項以降を繰り上げるものでございます。

最後に、付則でございますが、条例の施行日を定めたもので、本条例は、令和8年3月31日から施行することを定めたものでございます。ただし、公共施設管理基金及び介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金に関する規定については、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

令和7年度においては、財政調整基金だったり公共施設整備基金、学校施設改築基金など、20の基金を設置していると思います。

新しく分倍河原駅周辺整備基金を設置するに当たって、廃止する予定である公共施設管理基金の基金残高はどのように処理をするのか、教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 分倍河原駅周辺整備基金を今回、新設するに当たりまして、これまで低金利で金利収入を活用することが難しかった公共施設管理基金を廃止し、全額の41億6,000万円を、新設する分倍河原駅周辺整備基金に積み替えることとしております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

先ほどもありましたけれども、廃止する公共施設管理基金の運用について、金利収入を主として活用していたのか、積立てと取崩しの方法等があったのか、確認をさせてください。

また、今後、基金が廃止されるということで、公共施設管理基金にそれなりの影響があるかなと思うのですが、どのように整理をしているのか、教えてください。

また、新設する分倍河原駅周辺整備基金については、積立予定額、取崩し予定額、残高の目標等、今後の予定について教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 まず、1点目の公共施設管理基金に関する御質問ですが、当該基金は積立基金とは異なりまして、資金を積み立てるのではなく、運用益として得られた利子収入を管理経費に活用する基金となっておりまして、活用の実績としましては、直近3年間で申し上げますと、令和4年度が約285万円、令和5年度が約324万円、令和6年度が約429万円となっておりまして、平均は346万円となっております。

また、今後の公共施設管理基金の廃止に伴う影響についてでございますが、これまで充当していた施設管理経費につきましては、全体の予算規模に対して金額も少ないことから、予算編成の中で財源を確保していくこととなり、廃止に伴う支障はないものと捉えております。

続きまして、分倍河原駅周辺整備基金に関する御質問についてですが、積立予定額としましては、基本設計完了時点における令和8年度から令和18年度までの総事業費が約251億円となっており、補助金や市債を活用した上で、134億円を当該基金から活用することとしております。

このうち、公共施設管理基金の廃止に伴い41億6,000万円、また、土地開発基金から20億円、合計61億6,000万円をそれぞれ積み替える予定としておりますので、差引き74億4,000万円を令和8年度から毎年、積み立てていくことを想定しております。これを平準化しますと、7億3,000万円が当面の間の毎年の積立額となります。

また、取崩し予定額につきましては、基金で対応する134億円を、毎年の事業の進捗によって取り崩していくことを予定しております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

公共施設管理基金については、利子収入を主とした基金ということで、昨今では金利

が低く、影響は極めて限定的なのかなということで分かりました。

新設する分倍河原駅周辺整備基金については、61億6,000万円から始まって、積立てと取崩しを行いながら運用するということで、廃止する公共施設管理基金とは異なり、新設する分は、平準化すると積立額が毎年約7億円、積立てをする基金でありますので、ほかの基金とのバランスを取りながら運用していただければと思います。

分倍河原駅周辺整備事業につきましては、市債や基金などを活用しながら、様々な世代に御負担をいただき進めていく事業だと考えますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 分倍河原駅周辺整備基金については、今、おぎの委員からも質疑がありましたように、積立ての額については分かりました。

土地開発基金からの組替えということなんですけれども、影響というのではないのかということと、今後の用地取得に対しての予定についてはどのようになっているか、市全体で見てどのようになっているかというところを確認させてください。

基金の積立てと活用方針についてですけれども、この間、積立ての考え方として、積立基準においては、当初予算における市税等の額、前年度よりも上回った場合は、その50%以上を積み立てるとなっておりましたし、補正予算についても、増額する場合は50%以上の積立てをすると。

決算においても、市税等の額が予算現額を上回る場合は、上回る額の50%以上を積み立てるとしていたんですけども、この間の方針の考え方で、これを今後はできることとすると考え方を改めていることについて、その考え方がどういった背景で変更されるのかということを確認させていただければと思います。

今まででは、必ず積み立てるとなっていたと思うんですけども、それを改めた理由についてお聞きしたいというところです。

まず1回目は、それでお願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 まず、土地開発基金の関係についてでございますが、こちらは今回、20億円を新設する分倍河原駅周辺整備基金に積み替えることとしておりますが、土地開発公社の今後の事業計画であったり土地取得の見通しを精査した上で、当面の事業に支障がない範囲で積替えをいたしましたので、継続的な事業進捗には問題ないと捉えております。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 用地取得の状況についてでございますが、現在、駅前のたまり空間と北西アクセス道路用地の物件調査及び補償算定を進めているところでございます。

また、補償算定を終わった箇所から順次、補償内容の説明だったり契約に向けて取り組んでいるところでございます。

また、駅前の各テナントの方々については、建物のオーナーの方から同意を得た上で、令和7年度中には全てのテナントや建物オーナーの方にも周知を行えるように進めているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 続きまして、積立基準の中で、積立てできることが、するというふうに変更しているというところでございますが、今回、積立てすることと、それから、積立てできることが、できると変更はしておりますけれども、こちらは実際、積み立てることができない場合もございますので、そういった柔軟な視点ということを捉えまして今回、こういう形で変更したものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。今後の市全体で見ての用地取得についての予定についてもお聞きしていたんですけども、それについて、分倍河原駅周辺整備事業については、進捗については分かりましたので、市全体で今後の用地取得の考えはあるのかというところを確認したいと思います。

積立ての考え方については、状況に応じてというところの柔軟性を持ったというところについては分かりました。大丈夫です。

お願ひします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 用地取得の予定でございますけれども、分倍河原駅整備事業工事着工が令和10年度からとなっておりますので、令和9年度までには、対象エリアの全部の用地を取得する予定でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 市全体的なというところですね。分倍河原は別として、市全体の用地取得についての状況というところですね。今後の予定がお答えいただけるようであれば、お願ひしたいと思います。お願ひします。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 失礼しました。道路事業、その他の事業につきましては現在、用地取得はかなり進んでいる状況ですので、今後も引き続き、丁寧な説明とともに、契約に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁はよろしいですか。ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 私から1件だけ。先ほどのおぎの委員の質疑の中で、今回の分倍河原駅周辺整備についての基金の創設ということで、それに充当するような形で、公共施設管理基金から行くということと、あとは、土地開発基金から充当するというようなことも聞きました。不足の部分については毎年の積立てということで、この流れは分かりました。

もう一つ、廃止するのが、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の廃止ということで出ているんですけども、この流れといいますか、これについては先ほど説明の中では、たしか出てきていたかったかなと思うんですけども、それについてお願いします。1件。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 今回、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金を廃止する形なんですけれども、こちらの基金につきましては、介護保険制度において、利用者が高額な介護サービス費を一時的に負担することが困難な場合に、支給までのつなぎとして資金を貸し付けるために設けられた基金でございまして、こちらの基金は平成12年度の制度開始以降、貸付実績はございませんで、また、他市でも見直しの動きがあることから、本市でも貸付事業の在り方を見直し、このタイミングで廃止するものにしたものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 趣旨は分かりました。毎回、決算とかを見ていても、ほとんど動いていない基金だったかなということで、気になっていたんですけど、今回、整理するということで理解しました。

たしか額的には、14億円とか15億円ぐらいあったかなという記憶なんんですけど、それほどどちらに行くのかなという、お金の流れのことも併せてお願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 こちらの金額なんですけれども、今、100万円が保有額になっておりまして、基金の廃止に合わせまして貸付事業自体も、失礼いたしました、介護保険

高額介護サービス費等資金貸付基金の元金を介護保険特別会計に繰り入れた上で、介護保険給付費等準備基金へ積み立てることを想定しております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 私のちょっと見当違いだったので、100万円ということですね。分かりました。ありがとうございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第84号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 第85号議案 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件3、第85号議案 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○長嶋 聰職員課長補佐 ただいま議題となりました、第85号議案 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、本市の一般職及び特別職と同様、議員の旅費の種目、支給額等につきまして、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、日当や宿泊料等の旅費の種目を見直すとともに、宿泊費を定額支給方式から上限付実費弁償方式に変更するなど、国に準じた見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。第6条は、費用弁償について規定しております、第2項は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、旅費の種目を見直し、同項本文中に旅費の種目を規定するとともに、その額は別表のとおりとするものでございます。

次に、別表でございますが、鉄道賃の額は、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、船賃の額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、航空賃の額は、運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

システムの3ページをお願いいたします。次に、他の交通費でございますが、鉄道、船舶及び航空機以外による移動に要する費用が対象であることを明確にするため、現行の「車賃」から名称を改め、その額は、府中市職員旅費支給条例第12条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、宿泊費でございますが、現行の「宿泊料」は、宿泊代金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費として定額で支給しておりますが、宿泊代金に夕朝食代が含まれない場合があることなどを踏まえ、宿泊費は、旅行中の宿泊について支給するものと整理し、名称を「宿泊費」に改めるものでございます。

また、その額は、実費弁償の考え方に基づき、国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、包括宿泊費でございますが、包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、規定を追加するもので、その額は、実費弁償の考え方に基づき、鉄道賃からその他の交通費までのいずれかに規定する費用の額及び宿泊費基準額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、宿泊手当でございますが、宿泊手当は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、現行の日当を見直すもので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程第14条の規定により算定する額とするものでございます。

次に、渡航雑費でございますが、渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、府中市職員旅費支給条例第16条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするもので、現行の支度料及び渡航雑費を整理統合するものでございます。

最後に、死亡手当でございますが、議員の外国旅行中における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用として、規定を追加するもので、その額は、93万円とするものでございます。

また、水路旅行中又は航空旅行中の夕朝食代に対して支給していた食卓料は、宿泊手当に含めることとするため廃止いたします。

続きまして、備考の1は、鉄道賃又は船賃の運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃額とすることを規定するものでございます。

備考の2は、航空賃の運賃額は、内国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃額とするものでございます。外国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は最上級の運賃額としますが、等級が3以上に区分された航空機により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃額とすることを規定するものでございます。

システムの4ページをお願いいたします。次に、付則でございますが、第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行することを定めたものでございます。

第2項は、この条例による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前に出発する旅行に係る旅費については、なお従前の例によることを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 意見だけなんですけれども、国の旅費支給制度の見直しによる条例の一部改正ということありますので、府中市としても、国の基準に基づいてルールを定めることが必要であると思いますので、本議案については賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第85号議案は可決すべきものと決定いたしました。

4 第86号議案 府中市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件4、第86号議案 府中市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。お願ひします。

○長嶋 聰職員課長補佐 ただいま議題となりました、第86号議案 府中市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、本市の一般職及び特別職の旅費の種目、支給額等につきまして、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、日当や宿泊料等の旅費の種目を見直すとともに、宿泊費を定額支給方式から上限付実費弁償方式に変更するなど、国に準じた見直しを行うものでございます。

なお、本件につきましては、府中市職員労働組合と折衝を重ね、合意に達しております。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。第1条は、府中市職員旅費支給条例の一部改正でございます。第2条は、用語の意義について規定しております、第3号は、出張について定めており、自宅から出発する場合等を踏まえ、用語を明確化するものでございます。第5号は、規定を追加するもので、職務の級について、府中市職員の給与に関する条例別表第1の一般職員給料表（1）及び別表第2の一般職員給料表（2）に規定する職務の級並びにこれらに相当するものをいうことを規定するものでございます。

システムの3ページをお願いいたします。第3条は、旅費の支給について規定しております、第4項は、出張命令の変更や取消しなどにより損失が生じた場合、その損失額を旅費として支給できることを定めており、文言の整理を行うものでございます。

システムの3ページから4ページにわたる第5条及び第6条は、出張命令及び出張命令に従わない旅行について規定しております、「市長」を「任命権者」に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

システムの4ページをお願いいたします。システムの4ページから5ページにわたる第7条は、退職者等の旅費について規定しております、第2号は、職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族に旅費を支給することから、実費弁償の考え方に基づき、遺族の居住地までの往復に要する旅費を支給する内容に改めるものでございます。

システムの5ページをお願いいたします。第8条は、旅費の種類について規定しております、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、旅費の種目を規定し、見出し及び第1項中、「旅費の種類」を「旅費の種目」に改めるものでございます。また、食卓料につきましては、宿泊手当に含めることとするため、廃止いたします。旧条例第8条第2項から第10項までについては、新条例第9条から第17条までにおいて旅費の種目ごとに規定を追加するため、削るものでございます。

システムの6ページをお願いいたします。システムの6ページから7ページにわたる第9条は、鉄道賃についての規定を追加するもので、第1項は、鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は運賃に加え、公務のため特に必要とするものに限り、急行料金、寝台料金、座席指定料金及びこれらに付随する費用の額の合計額とする

ものでございます。

システムの7ページをお願いいたします。第2項は、鉄道賃の運賃の額は、内国旅行において運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には最下級の運賃とするものでございます。外国旅行において運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には最上級の運賃としますが、等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が3級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃とするものでございます。

システムの7ページから8ページにわたる第10条は、船賃についての規定を追加するもので、第1項は、船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃に加え、公務のため特に必要とするものに限り、寝台料金、座席指定料金及びこれらに付随する費用の額の合計額とすることを規定するものでございます。

システムの8ページをお願いいたします。第2項は、船賃の運賃の額は、内国旅行において運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には最下級の運賃とするものでございます。外国旅行において運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には最上級の運賃としますが、等級が3以上に区分された船舶により職務の級が3級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃とするものでございます。

システムの8ページから9ページにわたる第11条は、航空賃についての規定を追加するもので、第1項は、航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃に加え、公務のため特に必要とするものに限り、座席指定料金及びこれらに付随する費用の額の合計額とするものでございます。

システムの9ページをお願いいたします。第2項は、航空賃の運賃の額を規定しており、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃額とするものでございます。ただし、外国旅行において、長時間にわたる移動と任命権者が認める場合は最上級の運賃額とし、また、運賃の等級が3以上に区分された航空機による長時間にわたる移動として任命権者が認める場合は、最上級の直近下位の級の運賃額とするものでございます。

システムの9ページから10ページにわたる第12条は、その他の交通費についての規定を追加するもので、その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、バスを利用する移動に要する運賃に加え、公務のため特に必要とするものに限り、タクシー等及びレンタカーを利用する移動に要する運賃並びにこれらに付随する費用の額の合計額とするものでございます。

システムの10ページをお願いいたします。第13条は、宿泊費についての規定を追加するもので、現行の宿泊料は、宿泊代金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費として定額で支給しておりますが、宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する職務の級が10級以下の者の宿泊費基準額とするものでございます。

なお、第21条において、旅費の支給額の上限額を定めることにより、実費弁償の考え方に基づく支給となるものでございます。

システムの10ページから11ページにわたる第14条は、包括宿泊費についての規定を追加するもので、包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条の鉄道賃から第12条のその他の交通費までのいずれかに規定する費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とするものでございます。

なお、包括宿泊費についても同様に、第21条において、旅費の支給額の上限を定めることにより、実費弁償の考え方に基づく支給となるものでございます。

システムの11ページをお願いいたします。第15条は、宿泊手当についての規定を追加するもので、宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程第14条の規定により算定する額とするものでございます。

第16条は、渡航雑費についての規定を追加するもので、渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用や旅券の交付手数料など第1号から第11号までのいずれかに該当する費用の額とするもので、現行の支度料及び旅行雑費を整理統合するものでございます。

システムの12ページをお願いいたします。第17条は、死亡手当についての規定を追加するもので、死亡手当は、職員の外国旅行中における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とするものでございます。

第18条及び第19条は、第9条から第17条までを追加することに伴い、旧条例第9条及び第10条を9条ずつ繰り下げるものでございます。

第20条は、随行者の旅費について規定しております、市長（市長に支給する旅費の例により算定する旅費が支給される者を含む。）、副市長又は常勤監査委員に随行して宿泊を要する出張をする職員の宿泊手当を除く旅費は、市長等と同額とする規定を追加するものでございます。

第21条は、旅費の支給額の上限についての規定を追加するもので、実費弁償の考え方に基づき、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費について、第9条から第14条まで、第16条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を種目ごとに比較し、いずれか少ない額の合計額とするものでございます。

システムの13ページをお願いいたします。旧条例第11条及び第12条は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、第9条から第17条までにおいて旅費の種目ごとに規定を追加することなどに伴い、削るものでございます。

第22条から第24条までは、第9条から第17条までを追加することに伴い、旧条例第13条から第15条までを9条ずつ繰り下げるものでございます。

システムの14ページをお願いいたします。第25条は、適正な公費の支出を担保するため、旅費の返納についての規定を追加するもので、第1項は、市長は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならぬとするものでございます。

第2項は、旅行者が条例に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、返納に代えて、その後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該返納させる旅費に相当する金額を差し引くことができるとするものでございます。

第26条は、第9条から第17条まで及び第25条を追加することに伴い、旧条例第16条を10条繰り下げるものでございます。

次に、システムの14ページから15ページにわたる、旧条例第11条及び第12条の別表は、同条を削除することに伴い、削るものでございます。

続きまして、システムの15ページをお願いいたします。第2条は、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部改正でございます。

システムの16ページをお願いいたします。第8条は、旅費について規定しております、第2項は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、旅費の種目を見直し、その額は、別表第2のとおりとするものでございます。

システムの16ページから17ページにわたる別表第2でございますが、鉄道賃の額は、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、船賃の額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、航空賃の額は、運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、その他の交通費でございますが、鉄道、船舶及び航空機以外による移動に要する費用が対象であることを明確にするため、現行の「車賃」から名称を改め、その額は、

府中市職員旅費支給条例第12条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

システムの17ページをお願いいたします。次に、宿泊費でございますが、現行の宿泊料は、宿泊代金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費として定額で支給しておりますが、宿泊代金に夕朝食代が含まれない場合があることなどを踏まえ、宿泊費は、旅行中の宿泊について支給するものと整理し、名称を「宿泊費」に改めるものでございます。

また、その額は、実費弁償の考え方に基づき、国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、包括宿泊費でございますが、包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、規定を追加するもので、その額は、実費弁償の考え方に基づき、鉄道賃からその他の交通費までのいずれかに規定する費用の額及び宿泊費基準額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするものでございます。

次に、宿泊手当でございますが、宿泊手当は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、現行の日当を見直すもので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程第14条の規定により算定する額とするものでございます。

次に、渡航雑費でございますが、渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、府中市職員旅費支給条例第16条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額とするもので、現行の支度料及び渡航雑費を整理統合するものでございます。

最後に、死亡手当でございますが、外国旅行中における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用として、規定を追加するもので、その額は、93万円とするものでございます。

また、水路旅行中又は航空旅行中の夕朝食代に対して支給していた食卓料は、宿泊手当に含めることとするため廃止いたします。

続きまして、備考の1は、鉄道賃又は船賃の運賃額は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃額とすることを規定するものでございます。

備考の2は、航空賃の運賃額は、内国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃額とするものでございます。外国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は最上級の運賃額としますが、等級が3以上に区分された航空機により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃額とすることを規定するものでございます。

続きまして、システムの17ページをお願いいたします。第3条は、府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。

システムの18ページをお願いいたします。第7条は、旅費について規定しておりますて、第2項は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、市長に支給する旅費の例により算定した額とすることを規定するものでございます。

また、旧条例第7条の別表を削るものでございます。

続きまして、システムの19ページをお願いいたします。第4条は、府中市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第2条は、費用弁償について規定しておりますて、第2項は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、市長に支給する旅費の

例により算定した額とすることを規定するものでございます。

また、旧条例第2条の別表を削るものでございます。

続きまして、システムの20ページをお願いいたします。第5条は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正でございます。第5条は、費用弁償について規定しております、第2項は、国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とし、その額は、特別職の職員にあっては市長に支給する旅費の例により算定した額とし、会計年度任用職員にあっては一般職の常勤職員のうち、府中市職員の給与に関する条例別表第1の一般職給料表（1）に規定する職務の級が1級の者に支給する旅費の例により算定した額とするものでございます。

システムの21ページをお願いいたします。第4項は、非常勤職員に対して支給する旅費の支給方法は、一般職の常勤職員の例によるとする規定を追加するものでございます。

第7条第2項は、第5条第2項に府中市職員の給与に関する条例を規定したことに伴い、文言の整理を行うものでございます。

次に、旧条例第5条の別表第3については、第5条第2項を改めることに伴い削るものでございます。

システムの22ページをお願いいたします。次に、付則でございますが、第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行することを定めたものでございます。

第2項は、この条例による改正後の府中市職員旅費支給条例、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例、府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例、府中市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前に出発する旅行に係る旅費については、なお従前の例によることを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございました。

先ほどの第85号議案と同様に、国の制度に基づいたルール改正は府中市でも必要であると思いますので、本議案に賛成いたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 この間の支給において、今後、改正がされることで何か影響があるのかということと、あと、死亡手当については93万円というところだったんですけども、こちらの金額がどういった根拠というか、この金額に設定されていることについて教えてください。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聰職員課長補佐 まず、1点目の今回の改正による影響というところでございますが、大きくは、現在、宿泊費につきましては定額支給をしてございますが、そちらにつきましては、内国旅行については、都道府県ごとに上限付の実費支給方式ということで変更となります。

また、現在、手当として支給しております日当につきましても、1日当たりという形で支給をしてございますが、そちらにつきましては、1夜当たりの支給に変わるというところで、その2点が大きな変更点となってございます。

続きまして、2点目の死亡手当についてでございますが、死亡手当の93万円という金額につきましても、こちらは国の規定に沿って設定をしているものでございまして、そもそも死亡手当につきましては、職員が外国において死亡した際の諸雜費に充てるため

の費用として支給を予定してございますと、具体的に申し上げますと、御遺体の搬送ですとか、引取りに必要な費用として考えられているものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

計算ですとかそういうところが煩雑にならなければいいなと思ったんですけど、負担のないような対応をぜひ、あと、実費ということになるので、要は、間違いがないような形が取れるような対応も求めたいと思います。

2件目については分かりましたので、以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第86号議案は可決すべきものと決定いたしました。

5 第91号議案 防災行政無線固定系整備工事請負契約の変更について

○秋山としゆき委員長 付議事件5、第91号議案 防災行政無線固定系整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました、第91号議案 防災行政無線固定系整備工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和3年第3回定例会におきまして議決をいただき、現在、工事を施行しております契約の一部を変更するものでございます。

システムの2ページの議案書を御覧ください。変更する内容につきましては、契約金額について、3億2,778万2,469円を693万円増額し、3億3,471万2,469円に変更するものでございます。

契約金額を変更する主な理由につきましては、物価高騰、資材単価水準等の変動に伴い、契約条項第26条第6項のインフレスライド条項を適用するため、変更するものでございます。

なお、令和7年11月21日付で、契約の相手方であります株式会社東芝と、契約変更に係る仮契約を締結しております。

また、令和7年4月1日付で、東芝インフラシステムズ株式会社が株式会社東芝に吸収合併されたため、仮契約は吸収合併後の会社と締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明いただき、ありがとうございます。

令和3年第3回定例会での当時の議案だったということで、当時、現地調査も行ったと議事録を見たんですけども、この機会に改めて、工事の概要と目的について教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 当該工事の概要と目的でございますが、工事の概要とい

たしましては、防災行政無線の通信方式を、現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行するとともに、令和8年度に防災危機管理本部が、現在の中央防災センターから新庁舎「はなれ」へ移転することに伴いまして、新庁舎の「はなれ」へ防災行政無線設備を整備するものでございます。

具体的には、現在の中央防災センターに設置しております親局、そして市内各地に設置しております屋外拡声子局及び小・中学校等に配備しております戸別受信機を更新するものでございます。

次に、工事の目的、そしてまた、効果といたしましては、一部の屋外拡声子局に高性能スピーカーを導入することで、音声がより広く遠くまで聞こえるようにするほか、デジタル化によりまして放送音のノイズを抑え、聞き取りをしやすくすることなどが挙げられます。

また、大規模災害発生時などの緊急時には、ホームページやSNSと連携いたしまして、一度で多数のメディアに配信することができることなどから、災害情報の発信をより強化できるものと捉えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 令和3年の議案だったので、改めて趣旨も確認させていただきました。議案の趣旨、契約金額の上昇について理解できましたので、本議案に賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 概要についても、詳細にありがとうございます。

進捗として今の状況をお聞きしたいのと、防災行政無線ということなので、防災面については先ほど、こういった活用があるということで、ホームページやSNS、メディア発信ということもありました。

一方で、行政無線としての活用については、どういった検討がされているのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 まず初めに、進捗についてでございますけれども、これまでの工事でございますが、令和3年度から工事を開始させていただいておりまして、令和7年度現在までに、中央防災センターにおけるアナログ方式の親局操作卓をデジタル方式に更新しているほか、屋外拡声子局90局を、更新を終えております。

一部の子局の撤去と、学校等に設置しております戸別受信機を更新もしている状況でございます。

なお、進捗率としてはおよそ84.9%程度となっております。

2点目の行政無線としての活用でございますが、現在、災害時においての音声がしっかりと届きますように、通常時では、子供の見守りの放送といたしまして午後2時半頃に放送を流しているほか、季節にもよりますけれども、夕方4時半から5時半までの間で、いわゆる愛の鐘というような、帰宅を促すような放送を流しているところでございます。

そのほか、最近では、特殊詐欺の被害を防止するといったことで、リアルタイムで詐欺被害の情報が入りましたら、担当所管から連絡をいただきまして、そのような注意を促すような放送を流させていただいております。

これまでも、あと、新型コロナウイルスの状況などの際にも使わせていただいたようなところもありますので、順次、状況に応じたところで行政無線としての活用を考えているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。進捗状況についても分かりました。今の更新後

の運用面で幾つか、見守りであったりとか、特殊詐欺防止に関する情報発信、注意放送ということも分かりました。

実際にこれを行っていることで、市民の方からの御意見だったりとか、音に対してのいろいろな苦情もこの間、あるとも聞いておりますので、それに対しての市民から寄せられている声などがあれば、お聞かせください。

もう一つ、行政無線としての活用については、例えば選挙のときに、投票呼びかけで活用するという例もあるかと思うんですけれども、この点については、担当課ではないかもしれませんんですけども、活用の面で期待できるのではないかというところで、お聞きしていければと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 まず初めに、1点目の市民からの声につきましてでございますが、令和7年度に入りまして、デジタル化更新を行わない屋外拡声子局42局の撤去を開始していることもありまして、現時点でお問合せを受けております。

お問合せの内容といたしましては、基本的には聞こえ方が変化したことによるものでございますけれども、中には、聞きづらくなつたというお声をいただくこともございます。

デジタル化の更新に当たりましては、支柱はそのまま生かしスピーカー等のみを更新するものや、支柱を含めて更新するものなど、場所によって対応は様々でございますけれども、更新の際に子局の移設を行うものもございます。

このような場合、防災行政無線は、周囲の土地や建物の状況等の環境要因によりましても聞こえ方は変化いたしますので、更新工事の今の状況を都度、御説明をさせていただきまして、御理解をいただいていると考えているものでございます。

2点目の選挙の投票を促すような活用ということでございますけれども、完全に否定するものではございませんが、所管課とよく協議をする必要があると思いますが、防災の部局としての考えといたしましては、防災行政無線の放送に関しましては、緊急時に避難を促すなどの、市民にとって、今、危険な状況が起きているんだよといったような情報を理解していただきたいと考えておりますので、防災行政無線の使用については、慎重に検討を要するものだと考えているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 場所に応じての対応ですか、近隣の方に配慮して対応もされているところで、分かりました。ありがとうございます。

また、防災行政無線の活用についての考えについては、お考えとしては分かりましたけれども、今後、緊急時ではなかったとしても、行政としての発信として、市民にお知らせする必要性に応じては、活用をぜひお願いしたいと思います。ぜひ担当課とも検討していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第91号議案は可決すべきものと決定いたしました。

○秋山としゆき委員長 付議事件6、第106号議案 令和7年度府中市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 ただいま議題となりました、第106号議案 令和7年度府中市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

本案は、東京都に支払う消防事務費負担金の増額に対応するため、必要な予算措置を講ずるものでございます。補正額は、歳入歳出それぞれ1億461万1,000円を追加し、予算の総額を1,249億1,831万4,000円とするものでございます。

システムの10ページ、11ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

款の65繰入金、項の10、目の5基金繰入金、説明欄の1は、東京都に支払う消防事務費負担金の増額分を、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上、補正前の歳入合計1,248億1,370万3,000円に対しまして、今回の補正額は1億461万1,000円の増額で、歳入合計は1,249億1,831万4,000円となります。

続きまして、システムの12ページ、13ページをお願いいたします。歳出につきまして、御説明申し上げます。

款の45、項の5消防費、目の5常備消防費、説明欄の1は、東京都に支払う消防事務費負担金を増額するものでございます。

以上、補正前の歳出合計1,248億1,370万3,000円に対しまして、今回の補正額は1億461万1,000円の増額で、歳出合計は1,249億1,831万4,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 それぞれありがとうございます。

消防費としては3.4%で、常備消防費としては4.0%の増ということで、金額も少くない補正予算かと思いますが、東京都消防事務費について、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

また今回、3月補正ではなくて12月補正とした理由についても教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 まず初めに、東京都消防事務費でございますが、これは常備消防であります東京消防庁に、消防団事務及び消防水利事務を除いた消防事務の委託に伴う負担金でございまして、算定方法といたしましては、地方交付税制度における基準財政需要額の消防費のうち常備消防費の100%に相当する額と規定されております。

具体的には、基準財政需要額を算出する際の単価に該当する単位費用に、測定単位である人口、そして補正係数、委託割合を乗じたものとされております。

なお、当該負担金につきましては、多摩地域では稻城市を除き、消防事務委託をする25市3町1村の計29市町村が、同様の算定方式によりまして負担金が決定されております。

次に、3月補正ではなく12月補正とした理由でございますけれども、消防事務負担金が確定いたしますのは9月上旬であるため、例年、当初予算と確定額に差異が生じることとなります。

これまで流用によりまして対応してまいりましたが、今年度につきましては、消防事務負担金の算出根拠となります単位費用が、前年度と比較して大幅に増額したことから、流用では対応できず、補正予算を計上することとなったものでございます。

また、当該負担金は、4月、7月、10月、1月の年4回払いございまして、最初の3回は概算払い、最終の納付月である1月での負担金の額が確定したことに伴いまして、

精算払いとしており、そのため、3月補正では間に合わないことから、12月補正による対応といたしました。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 詳細な御説明をいただきましてありがとうございました。東京都消防事務費について、よく分かりました。また、補正予算が今回になったという時期についても分かりました。

この機会なので改めて、東京都消防事務費の令和4年から令和6年度の決算額について教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 それでは、東京都消防事務費の令和4年度から令和6年度までの決算額をお答えさせていただきます。

令和4年度、25億3,937万円、令和5年度、25億4,470万9,000円、令和6年度、25億9,154万4,000円。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。東京消防庁としても、物価上昇の中で日々工夫していたのかなと思いますが、その中で、今年度は単位費用を上げざるを得なかつたのではないかなど推察をいたします。

府中市民の生命、身体、財産を災害から守るために必要な予算だと考えますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 先ほどの詳細な質疑で、大体のことは分かったんですけども、東京都への負担金ということで、単位費用が増になった理由については、東京都からどのように説明があったのかというところを教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 こちらの単位費用なんですけれども、まず、単位費用は普通交付税を算定する際に、基準財政需要額と基準財政収入額を算出しまして、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に対して普通交付税が交付される仕組みになっているんですけども、単位費用は、このうちの基準財政需要額を算出する際の単価に該当するものでございまして、この単価である単位費用に対して、測定単位であったり補正係数を乗じて基準財政需要額を算定しているものになります。

今回、増額した理由でございますが、こちらの単位費用は、制度改正だったり物価上昇、あとは人件費水準等を反映して毎年、見直しをされることになっておりまして、一つ一つ地方交付税法で規定されているものになっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。毎年、変動するということなので、今後の見通しとしては、また、先ほどあったように、決算額で見ても、年々増えてきているというところで、今後もそういうことが見込まれるのかなと思いました。

これに対する市としての備えというんですか、その部分について、財政的にどのように考えているのかというところを教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 単位費用なんですけれども、こちらは例年、仮決定が2月頃に出まして、正式な決定が7月頃に出ることになっておりますので、消防費の単位費用が

分かれば、ある程度の消防費事務費負担金の金額も見えてきますので、必要に応じて今後、9月補正で対応できるものと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第106号議案は可決すべきものと決定いたしました。

7 第107号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第2号）

○秋山としゆき委員長 付議事件7、第107号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 ただいま議題となりました、第107号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の競走事業会計補正予算は、収入では、主に電話投票及び平和島劇場における売上げが好調であったことから、勝舟投票券の発売見込みに合わせて電話投票及び平和島劇場の発売金額を増額し、支出では、勝舟投票券発売金額増に合わせまして払戻金及び返還金を増額するほか、そのほかの売上運動経費についても増額するものでございます。

システム4ページをお願いいたします。補正額でございますが、第3条、収益的収入及び支出の補正は、収益的収入及び支出において、収入は77億2,668万4,000円を加算し、予定額945億9,733万7,000円とし、支出は68億1,246万4,000円を加算し、予定額916億2,649万2,000円としております。

なお、予算第4条及び第8条に記載がございます、利益剰余金の処分額につきましては、発売金の増額に伴う予算の補正はございません。

続きまして、システム12ページ、13ページからの補正予算実施計画明細書によりまして御説明申し上げます。

収益的収入でございますが、款の1競走事業収益、項の1営業収益、目の1開催収益、説明欄の1勝舟投票券発売金は、発売形態別に記載しておりますが、発売見込みに合わせまして、2平和島劇場勝舟投票券発売金を7,561万6,000円増額し、3電話投票勝舟投票券発売金を76億5,106万8,000円増額するものでございます。

補正前の収入合計は868億7,065万3,000円に対しまして、今回の補正は77億2,668万4,000円の増額で、補正前の額に対しまして8.9%の増となります。収入合計は945億9,733万7,000円となります。

続きまして、システム14、15ページに移りまして、収益的支出でございますが、款の1競走事業費用、項の1営業費用、目の1開催費の説明欄1勝舟投票券払戻金、説明欄2勝舟投票券返還金、説明欄3法第25条交付金の1交付金、日本財団、説明欄4法第30条交付金の1交付金、日本モーターべト競走会、説明欄10施設費、1平和島競走場施設借上費、説明欄12委託費、3平和島劇場事業委託費及び10電話投票委託費、説明欄13分担金、1分担金、全国モーターべト競走施行者協議会及び5分担金、ボートレース振興会電話投票システム借上費、こちらにつきましては売上運動経費で売上見込みの増に伴うものでございます。

以上、補正前の支出合計848億1,402万8,000円に対しまして、今回の補正額は68億1,246万4,000円の増額で、補正前の額に対しまして8.0%の増となり、支出合計は916億

2,649万2,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

競走事業会計の補正予算が6月議会でもあったので、今年度2度目で、3月議会も例年どおりあると思うので、年3回の補正是珍しいなど個人的には思っているんですけども、令和3年第4回定例会以来の12月議会での補正予算だと思いますが、このタイミングでの補正予算となった理由と3月補正を待たない基準額等があれば教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 まず、1点目の12月補正で対応する理由でございますが、12月補正で、例年ですと11月末時点の売上実績に鑑みまして、年間の売上見込みを算出します。その上で、3月補正において調整を行っておりますけれども、本年度におきましては、新スタンドの移転準備に伴いまして、10月上旬から12月下旬まではレースが開催されないことから、10月末時点の売上実績から年間の売上見込みを積算しております。

本年度の当初予算で見込んでいた10月末時点の売上見込みと実際の売上げを比較しましたところ、販売形態別で電話投票と平和島劇場の売上げの伸びが顕著でございまして、この売上げの伸びを踏まえまして年間の売上げを積算しまして、電話投票におきましては、当初予算比で13.2%の増、金額にしまして約75億104万円、平和島劇場におきましては、当初予算比で4.8%の増、金額にしまして約7,413万円を見込んでおります。

また、電話投票及び平和島劇場の売上げに連動する経費は、2月末時点で予算が不足することが見込まれます。したがいまして、収益的収入予算を77億2,668万4,000円の増額、収益的支出予算を68億1,246万4,000円の増額補正を、12月補正において行うものでございます。

2点目の補正の基準につきましては、補正をする基準額などのものはございませんが、競走事業会計においては、売上実績や売上げの伸び率などを鑑みまして、収入予算を積算し、また、売上連動の支出予算、収入予算で見込んだ売上げを基に積算しております。したがいまして、見込んだ売上げが大きく変動する場合は、補正にて対応することがございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 詳細に御説明をいただきましてありがとうございます。予算策定期と比較して、電話投票が13.2%で劇場が4.8%の増ということで、想定より大幅に売上げが伸びているということで理解をしました。

この機会に改めて競走事業の収益について、令和4年度から令和6年度までの決算額について教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 では、令和4年度から令和6年度の営業収益をお答えいたします。

令和4年度におきましては、営業収益913億5,699万8,786円、令和5年度、819億6,113万9,030円、令和6年度、863億7,631万421円でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 今年度、レースが開催できなかつた期間がある中で、順調に売上げを積み上げていただいていることで、ありがとうございます。

このペースでいけば、恐らく昨年度を超える一般会計等への繰入金も期待できるのではないかなどと思います。新スタンドオープン後のポートレース平和島のますますの発展を祈念して、この議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第107号議案は可決すべきものと決定いたしました。